⑷　参加表明書の提出期間の最終日から落札者決定の日までの期間に、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）」に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　当該業務の入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　当該業務実施体制（委任若しくは下請負または技術協力の予定を含む。）
⑵　企業の経験及び業務実施能力
⑶　配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　当該業務実施体制
⑵　配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力
⑶　当該業務への実施方針及び取り組み姿勢
⑷　特定テーマに対する技術提案　特定テーマに対する提案の的確性及び実現性
⑸　参考見積　提示した業務規模との妥当性
5　手続等
⑴　担当部署　〒110―0014 東京都台東区北上野１―10―14　東日本高速道路株式会社関東支社　技術部調達契約課　貝沼　立彦　電話03―5828―8356
⑵　契約図書の配布期間及び方法
①　配布期間　平成23年６月１日（水）から平成23年６月29日（水）まで。
②　配布方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成23年６月１日（水）から平成23年６月29日（水）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　手続開始の公示（説明書）に基づき参加表明書を作成し提出期間内に持参または郵送（締切日必着で書留郵便に限る。）すること。
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成23年８月22日（月）午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　持参または郵送（締切日必着で書留郵便に限る。）すること。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　必要
⑶　契約書作成の要否　要
契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。
⑷　前金払の有無　有
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。
⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。
なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成23年７月中旬を予定している。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : The weather forecast of Kanto Regional Bureau of the Year／2011
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 29 June 2011
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 22 August 2011
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Shinichi Ishikawa, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑸　Classification of the services to be procured : 73
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Tatsuhiko Kainuma, Assistant manager of a procurement & contact division, engineering, technology & procurement department, Kanto regional head office, East Nippon expressway Co., Ltd.　1―10―14,　Kitaueno,　Taitou-ku, Tokyo, Japan, 110―0014 TEL 03―5828―8356

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局釧路開発建設部が発注する北海道横断自動車道釧路市衆音別トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 23 年６月１日
北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　北海道横断自動車道釧路市衆音別トンネル工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道釧路市
3　工事内容　工事延長：Ｌ＝485.0m、トンネル延長：Ｌ＝347.0m、幅員：ＳＬ＝11.4m、内空断面積：Ａ＝71.4㎡、工法：ＮＡＴＭ、掘削方式：機械掘削、掘削補助工：フォアポーリング、坑門工：Ｎ＝１式、仮設工：Ｎ＝１式
4　工事区分　一般土木
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成23年６月１日から平成23年７月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成８年度以降に、次の(ｱ)から(ｳ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、上記(ｱ)から(ｳ)は同一工事でなくても良い。
(ｱ)　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積65㎡以上かつ施工延長200m以上のトンネル工事の施工実績を有すること。
(ｲ)　凍結対策を伴うトンネル工事を施工した実績を有すること。